

○神戸市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例

平成30年3月2日

条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業（以下「事業」という。）の実施を制限する区域及び期間を定めるとともに、事業を営もうとする者等の責務等を定めることにより、事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するとともに、地域との調和を図り、もって事業の適正な運営を確保することを目的とする。

(事業の実施の制限)

第2条 何人も、次の各号に掲げる区域において、それぞれ当該各号に定める期間、事業を実施してはならない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域（市長が告示する区域を除く。） 全ての期間

(2) 北区有馬町 5月第2月曜日から7月第3月曜日の前週の土曜日までの期間以外の期間

(3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第3項第1号及び第2号に掲げる施設並びに市長が告示する施設の周辺100メートルの区域内（当該区域のうちあらかじめ当該施設の設置者の意見を聴いて市長が告示する区域を除く。） 全ての期間

2 事業を実施しようとする住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）の敷地が前項に規定する区域の内外にわたる場合においては、敷地の過半が属する区域にその敷地の全部が存するものとみなす。

(周知行為の実施等)

第3条 事業を営もうとする者は、当該事業の内容を周知するため、あらかじめ周辺地域の住民に対し、当該内容を記載した書面の配布及び説明会の開催（以

下「周知行為」という。)をしなければならない。

2 事業を営もうとする者は、周知行為をした場合において、周辺地域の住民から意見を聴き、又は要望を受けたときは、適切かつ迅速な対応をするよう努めなければならない。

3 法第3条第1項の届出をしようとする者は、周知行為の実施状況及び前項の対応の結果を記載した書面(以下「報告書」という。)を同条第2項の届出書とともに提出しなければならない。

4 法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者は、公衆衛生又は善良な風俗を害することがないように事業の適正な運営をしなければならない。

(勧告)

第4条 市長は、第2条第1項の規定に違反する者に対し、当該事業を実施しないことを勧告することができる。

2 市長は、前条第1項の規定に違反する者に対し、周知行為をするよう勧告することができる。

3 市長は、報告書を提出しない者に対し、報告書を提出するよう勧告することができる。

(公表)

第5条 市長は、前条各項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、第3条第3項に規定する者が虚偽の報告書を提出したときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前2項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(施行細目の委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、第3条第1項から第3項までの規定及び次項の規定は、同年3月15日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。